

飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料

1. 飲食提供業務、ショップ運營業務、自動販売機運營業務に係る使用料

飲食・物販等サービス提供業務のために使用する厨房、レストラン及びカフェの喫食スペース、ショップ、自動販売機設置スペース等、事業者が提案し国立劇場（自動販売機設置スペースについては、国立能楽堂を含む。）の一部を占有して使用する場合に振興会に支払う使用料を以下のとおり示す。

なお、振興会に支払う使用料は、月ごとの総売上額に所定の料率を乗じた金額（歩合使用料）とするが、あわせて振興会への支払を保証する年間最低保証使用料を定める。

事業者は、毎月の総売上額を証明することができる報告書を、その翌月 7 日までに提出したうえで、総売上額に所定の料率を乗じた歩合使用料を同月末日までに支払うものとする。

当該年度を通じて総売上額に所定の料率を乗じて支払う歩合使用料が、年間最低保証使用料に満たない場合は、当該年度末の歩合使用料の支払時に、年間最低保証使用料と当該年度を通じて支払う歩合使用料との差額を一括して振興会に支払うものとする。

表14-1

対象業務	対象部分	歩合使用料の算定に用いる料率	年間最低保証使用料
飲食提供業務	厨房、喫食スペース等、事業者が占有して使用する部分	15%	13,800 円/m <sup>2</sup>
ショップ運營業務	ショップ設置部分	12%	79,400 円/m <sup>2</sup>
自動販売機運營業務	自動販売機設置部分	45%	238,000 円/m <sup>2</sup>

2. 一時使用に係る使用料

バースタンドの設置等による飲食提供やスタンド式のミニ販売コーナーの物販スペース等の設置によるショップ運営を行うにあたり一時的に国立劇場の一部を占有して使用する場合に振興会に支払う使用料を以下のとおり示す。

振興会に支払う使用料は、事業者が使用した期間における総売上額に、所定の料率を乗じた金額とし、総売上額を証明することができる報告書を、使用期間終了後の翌日から 7 日以内に提出したうえで、使用料を同月末日までに支払うものとする。

表14-2

対象業務	対象部分	使用料の算定に用いる料率
飲食提供業務	バースタンドの設置等により事業者が占有して使用する部分	15%
ショップ運營業務	スタンド式のミニ販売コーナー等の設置部分	12%

3. 使用料の見直し

飲食提供業務、ショップ運營業務、自動販売機運營業務に係る歩合使用料の算定に用いる料率及び年間最低保証使用料、並びに一時使用に使用料の算定に用いる料率は、当初 3 年間は上記にて一定とし、4 年目以降については鑑定評価等による変動要素を加味し、変更する場合がある。